

*「九条の会・きしわだ」ニュースへの
投稿をお待ちしています。



「憲法九条」を守る力を大きく

「語ろう『私と九条と平和』のつどい」ひらく

「九条の会・きしわだ」は、2月5日 「語ろう『わたしと九条と平和』のつどい」を開き116名が参加しました。

神崎 清さん（呼びかけ人）は「たくさんの方のご参加で、九条を大事にしていることを感じます。一方で九条を変えたい人たちが国会で3分の2以上になっている。改憲案も出された。国民投票法案も提出されようとしている。九条を守ろう、平和を守ろうの声も大きくなっている。全国で「九条の会」が4000を超えた。大阪では350を超えた。一人一人の力は弱い、みんなで力を合わせれば大きな力になる」と開会あいさつしました。

原昇 前岸和田市長は、「戦争体験から、戦争は殺すか、殺されるかです。何千万人もの方々がなくなっている。1945年不戦の誓いをした。先の大戦で助かった命を地域社会のために捧げてきた。平和のありがたさを身にしみて感じていきます。九条の会をさらに大きく発展させて九条改正を許さない国民の力を大多数にしよう。ともに語り合い、勉強し、輪を大きく広げて九条を守ろう」とあいさつされました。

浜上 和美さん（元教師）「少年時代は、特攻隊にあこがれていた。どうしてそうなったのかわからない。教師になって、『あたらしい憲法のはなし』を手にしたとき、すばらしいと思った。小さいときの間違いを子どもに教えてはいけない」。

多田 佳明さん（戦争体験者）「食料がない。川の水を飲んだ。780人のうち、生き残ったのは、109人だった。負け戦のため悲惨な体験に口をつぐんできた。戦争は絶対にしたらあかん。子どもや孫達にもいつている」。

堀田 新吾さん（農家）「敗戦のときは、一年生だった。黒くぬった教科書。おもちゃには、戦車も鉄砲もなかった。平和一色でした。すばらしい

憲法と教えられた。九条の会ができてよかった。語り合えることに感謝しています。武器を持たずに歩むことが大切」。

小富士 大作さん（アマチュア劇団The one day）「みなさんの視線をものすごく感じています。場違いやなあ。23才です。平和のことをあまり考えていなかった。戦争反対ばかりでは、おもしろくないと思う。話を聞いていっしょに考える。間がほしい。話を聞いてほしい。相手をわかってほしい。戦争はいや。社会の勉強をせなあかん。こんな人間が一人でも集まればいいんじゃないか」。

横田 俊一さん（クリスチャン）「なんじ人を殺すなかれは、どうなったんだらう。第2次大戦のとき、教会で天皇をあら人神として礼拝してから、礼拝した。韓国や中国にもさせた。九条は自分の生き方にびつたりです。いろんな意見が違って九条を守る一点で一致しよう」。

関 ふみさん（アムネスティ会員）「人権を守る立場から九条を守ることが大切。九条を変えられてアメリカと一緒に戦争する、怖いなあ」

木村 逸子さん（九条の会・やまて）「戦没者のお墓がある。20才から45才、戦死した場所もいろいろ。この人たちの家族はどうしているんだらう。60年たつても、個人の人生活にとつては悲しいこと。お話を聞きたい。賛同署名で回るとき地域の方と一緒に行けたらいいんだけど知らない」。

大門口 旗一郎さん（市民劇団）「大変な病気をして健康の大切さを知りました。生きたくても生きられない人がいっぱいいる。命ある人が、戦争のために命をなくすことは許されない」。

「自衛隊の現状に合わせて、ちよつとだけ変えるだけや。ちよつと変えると大きく変わる。一項二項をちよつとでも変えたらだめ。軍隊にして兵器をつくる。軍需産業は許されない」。

事務局 だより

2月5日の「語ろう『わたしと九条と平和』のつどい」は、たくさんの方がご参加いただきありがとうございました。勇気ができました。発言のまとめは、事務局で行いました。不備な点はお許しください。2月5日現在、賛同署名は、1906名、「九条を守ろう」署名は、3057筆です。

九条の会・きしわだ

1周年記念のつどい

'06 4月22日(土) 午後2時～

マドカホール

演奏と朗読

- ・岸和田市立産業高等学校吹奏楽部
 - ・岸和田弁による「憲法九条」朗読
- お話し 郡山 総一郎さん

プロフィール：1971年宮崎県生まれ。2001年に写真取材を開始。同年「イスラエルの現実」と題した写真で、よみうり写真大賞奨励賞を受賞。2004年4月、イラク取材中に拘束され、九日後に開放される。著書に「人質 イラク人質事件の真相」（共著、ポプラ社）「未来って何ですか ぼくがいちばん撮りたかったもの」（新日本出版）など。

参加協力券 500円

連絡先 「九条の会・きしわだ」
岸和田市教職員組合内
岸和田市沼町25-15
TEL0724-22-4876*FAX0724-23-3171

『わたしと九条と 平和』のつどい 2月5日

参加者の感想

参加者から次のような感想が寄せられました。

「こんな『つどい』をもっといっぱいもつことが大切だと思います。職場でも少人数で話ができればと思います。」

「『戦争』を知らない私ですが、テレビ、映画などで目を伏せたくなることは、とても心を痛めるといふか、戦争を体験された方への想いでいっばいです。『戦争をしてはいけない！』息子達の世代の方がおっしゃっていたように『ちよつときいてみようか』『勉強せんとあかんでな』という気持ちを

大事にして、次の世代へ戦争を伝えていかななくてはと思いました。微力ながらも、身近な方に話ができたらと思います。」

「こういう会にめずらしく・・・と思うのですが、若い方の発言が聞いて良かったです。自分の十代の娘のことを考えながら聞きました。『平和、戦争の話は重たい。』このことはよくわかる気がします。」

「来て良かったです。戦争というスケール（色んな意味、悲しみ、ザンコクさ、・・・）が大きすぎてわからないことも大きいですが「心のしこみ」という言葉が印象に残りました。となりの人を愛していきたいと思います。子どもさんがいまいたが、その心に今日のことが残

明るいものも見えてきそうになりました。九条の会、私達市民ひとりひとりにとって大切な会に思えました。」

「来て良かったです。戦争というスケール（色んな意味、悲しみ、ザンコクさ、・・・）が大きすぎてわからないことも大きいですが「心のしこみ」という言葉が印象に残りました。となりの人を愛していきたいと思います。子どもさんがいまいたが、その心に今日のことが残

お知らせ

テーマ
「平和と人権を語ろう」
(九条・二十四条)

4月15日(土)
午後2時～4時
市立労働会館

ゲスト

阪南合同法律事務所 小龍 悦子さん
大島 仁さん

参加費 200円

主催 岸和田準備アムネスティ
申込み 0724-22-0662 (13時頃)

「岸和田弁で九条を」

藤田 保平作

おらら日本国民はやな、アカンことはアカン、エエことはエエちゅう道理をやな大事にしてよ、氣い許して暮らせる世の中つくりたいてずうつと願うてんじや。

な、そやさかい、戦争はせえへんちゅうて、みつつの約束ごときめちやあるやろ。
ひとつめは、昔の世界やつたら、「これから戦争始めると！」ちゅうて宣戦布告しといなつちやつたそうやけど、そんな事はアカン。そらそうやで、ドツク前にドツクつて云うたらかめへんて、そんな事は認められる事と違

うがな。

それからな、自分の国の云う事を相手の国が聞かへんさかいて、「コラッ、おらとこにはな、ミサイルかて、原爆かてあるんじや！」て、どこの国みたいにヤカラ云うたりせえへん。国と国どうしが、考え方が違ったり、ゴチャゴチャ揉め事が起こったりしても、それを「あんじよう納めたるわ」て、鉄砲やらミサイルやらは使いまへん。

しやあさかい、どんな理由があってもやな、これから先、戦争は絶対にやらんちゅう事を誓うたんや。

ふたつめは、誓うたからには、そら、守らなアカン。そやさかい軍隊や武器は一切持たへん。陸軍や海軍、空軍は勿論の事、核もミサイルもサリンも毒ガスも、それから戦闘機

に軍艦に潜水艦に戦車に地雷に・・・いやあ、びっくりしたなあ、人殺しの道具で仰山あるんや。そやけど、おららにはそんなもん、いらんわ。おららの暮らしに何の役にも立たん。そんなもんにおららの税金ピタ一文使こうてもらいたないわ。福祉やら教育費やらに何ぼでも使道あるやろ。

それに若い働き盛りの男を赤紙一枚で無理やり戦争に引つ張り出す徴兵制度もいらんこつちや。軍備持つてへんだら、戦争でけんねやさかい、兵隊もいらん訳や。

それからもうひとつ、おららの政府が戦争をやるちゅう権利、そんなもん絶対に認められへんこつちや。な、そやろ。

さあ、これが、憲法第九条の戦争の放棄ちゅうこつちやで。

ニュース9号を見て、事務局に届きました。

①国民は国を守る義務を持つ。②軍隊の復活。③諸権利に対して国民は義務を負う。④靖国神社の国家護持への道を開く。⑤衆参各院の3分の2から過半数の賛成で憲法改正可能にする。を主な改正点とする自民党の憲法改正案が決まった。

▲軍隊は政府機関や軍事施設を守るだけで国民を守らなかつた。それだけで自己責任で自分を守るしかなかったことは沖縄戦で明らかだ。戦後の憲法は主権在民とし、国家が国民の生命財産を守る責務を負ったが、今回はまたその発想を逆転させた。また政教分離を曖昧にして、靖国国家護持へ道を開こうとするのも、かつての軍国主義への復帰を目指すものとして想像に難くない。

▲憲法9条の戦争放棄条項を残し、現行法の改正で十分対応できるような国民の知る権利やプライバシー、犯罪被害者の権利等の憲法への追加などは露骨な国民統制のための改正をカムフラージュする為に見える。

▲世間もマスコミも注目していないが、この草案の最大の問題は9条ではなく、国会を経なくても国家予算を行使できる点と、憲法改正を過半数の賛成で出来る点に尽きる。改正憲法施行翌日には次の憲法改正案を過半数で可決することも可能だ。そのとき、現行憲法9条はまさに存亡の危機に瀕する。(起) (保険医新聞)